

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 審判員・競技補助員等編成基本方針

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の審判員・競技補助員等の編成は、両大会における各競技会の運営を円滑に行うために、次の基本方針により行う。

### 1 基本方針

- (1) 国体の審判員・競技補助員等の編成は、(公財)日本体育協会が示す「国民体育大会開催基準要項・同細則」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会が、会場地市町準備（実行）委員会および県・中央競技団体と十分な協議をして行う。

大会の審判員・競技補助員等の編成は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会が、市町および競技団体等と十分な協議をして行う。

- (2) 審判員・競技補助員等の編成は、1人1競技の原則のもと、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体および会場地市町の実態に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 審判員・競技補助員等の編成は、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、1県民1参加の精神のもと、広く県民の積極的な参加と協力を得られるよう配慮する。

### 2 審判員・競技補助員等の種類、定義および編成方法

- (1) 審判員・競技補助員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

#### ① 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員 ※国体のみ	国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の補助として、競技会の運営に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役 職 名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

(2) 国体の審判員・競技補助員等の編成案は、会場地市町準備（実行）委員会が競技団体等と協議のうえ作成し、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会において決定する。

大会の審判員・競技補助員等の編成案は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備（実行）委員会が市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 審判員・競技補助員等の調整

審判員・競技補助員等の編成に当たり、重複して審判員・競技補助員等（監督、コーチおよび選手を含む）となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手と審判員・競技補助員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる審判員・競技補助員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における審判員・競技補助員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技関係役員等と審判員・競技補助員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

審判員・競技補助員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね、次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役 職 名	業 務 内 容
競技役員 審判員 運営員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

② 主に競技会場運営に係る業務内容

役 職 名	業 務 内 容
競技会係員	統括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。